

定期検査 periodic inspection

[簡単に]

原子力施設において決められた期間ごとに、実施が義務づけられている検査

[詳しく]

定期検査は、電気事業法に基づき計画的に行われています。原子力発電所の定期検査の目的としては、健全性の確認、機能維持、信頼性の向上の3つがあげられます。定期検査では、電力事業者による試験・検査のみでなく、国の検査官が現場に立ち会って安全上重要な設備が検査され、交換の必要のある部品は新品に取り替えられます。定期検査を受ける施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(政令第324号)」で決められています。

[角度を変えて]

定期検査では、主要な設備が正常に機能するかどうかを点検します。設備の機能が維持されているかどうかを、分解検査や漏えい検査などによって、チェックします。その際、燃料など消耗品を交換し、補修など劣化に対する処置を行い、異常をできるだけ早期に発見することによって必要な処置を行います。さらに、他の発電所で発生した事故や故障の類似個所を点検し、必要に応じて処置を施します。定期検査では、安全上重要な設備の機能や総合的な性能については、国の検査も受けています。また、電力事業者が行う検査の実施体制・検査方法についても、独立行政法人 原子力安全基盤機構による審査が行われます。検査の間隔は、検査対象の条件によって1年、1年半、2年以内となっています。

[誤解に注意]

定期検査を義務づけられているのは、原子力発電所だけではない。原子炉設置者、燃料加工事業者、再処理事業者及び廃棄物管理事業者等は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(法律第166号)」に基づいて定期検査が義務づけられているので、原子力発電所以外の原子力施設(再処理施設、燃料加工施設等)も定期検査を行う。

[わかりやすく伝えるポイント]

たとえるなら

定期検査は原子力施設の健康診断のようなものである。

[関連語]

再処理 → 親見出し参照(p141)

【参考文献】

ATOMICA 原子力発電所の定期検査 (02-02-03-07)

http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=02-02-03-07